

<重要事項説明書>

ひらまつ在宅リハビリテーションについて

\*介護予防訪問リハビリテーション含む

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 訪問リハビリテーションについての概要

訪問リハビリテーションについては、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法、言語療法にて必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士、言語療聴覚士、その他専ら訪問リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、訪問リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 訪問リハビリテーション

① 訪問リハビリテーション費		308単位/回
②各種加算		
《1》短期集中リハビリテーション実施加算		
※退院・退所後又は認定日から3ヵ月以内		200単位/日
《2》認知症短期集中リハビリテーション実施加算		
※退院・退所後又は訪問開始日から3ヵ月以内		240単位/日
《3》退院時共同指導加算		
※退院時1回を限度		600単位/回
《4》リハビリテーションマネジメント加算	(イ)	180単位/月
	(ロ)	213単位/月
事業所の医師が利用者に説明し、利用者の同意を得た場合		270単位/月

《5》 移行支援加算	17 単位/日
《6》 口腔連携強化加算	50 単位/月

《7》 サービス提供体制強化加算	
	加算 (I) 6 単位/回
	加算 (II) 3 単位/回

## ② 各種減算

### 《1》 訪問リハ同一建物減算

事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合

同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上

減算 (1) 所定単位数の10%減算/月

同一敷地内建物等の利用者50人以上

減算 (2) 所定単位数の15%減算/月

### 《2》 事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に関わる診療を行わなかった場合

- 50 単位/回

※前年の所得が一定以上ある65歳以上の方は、利用者負担の割合が2割または3割となる場合があります。

毎年8月1日付けで、「介護保険負担割合証」が届きますので、必ずご確認ください。

## (2) 介護予防訪問リハビリテーション

① 介護予防訪問リハビリテーション費 298 単位/回

### ② 各種加算

#### 《1》 短期集中リハビリテーション実施加算

※退院・退所後又は認定日から3ヵ月以内

200 単位/日

#### 《2》 退院時共同指導加算

※退院時1回を限度

600 単位/回

#### 《3》 口腔連携強化加算

50 単位/月

《4》サービス提供体制強化加算

加算（Ⅰ） 6単位／回

加算（Ⅱ） 3単位／回

③ 各種減算

《1》訪問リハ同一建物減算

事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合

同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上

減算（1） 所定単位数の10%減算／月

同一敷地内建物等の利用者50人以上

減算（2） 所定単位数の15%減算／月

《2》事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に関わる診療を行わなかった場合

－50単位／回

《3》利用開始した月から12カ月を超えた場合

－30単位／回

※リハビリテーション会議を行い計画の見直しを行った場合や

厚生労働省へ情報提供した場合を除く

※前年の所得が一定以上ある65歳以上の方は、利用者負担の割合が2割または3割となる場合があります。

毎年8月1日付けで、「介護保険負担割合証」が届きますので、必ずご確認ください。

(3) 支払い方法

①毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

④ お支払い方法は、原則として口座引落と致します。

## 付則

この重要事項説明書は、平成27年9月1日から施行する。

この重要事項説明書は、平成28年8月1日から施行する。

この重要事項説明書は、平成30年4月1日から施行する。

この重要事項説明書は、平成30年8月1日より施行する。

この重要事項説明書は、令和元年年10月1日より施行する。

この重要事項説明書は、令和3年4月1日より施行する。

この重要事項説明書は、令和6年6月1日から施行する。